

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和3年度

社会福祉法人 さとり
ナーサリースクールT&Y中央林間

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

- I -1 理念・基本方針
- I -2 経営状況の把握
- I -3 事業計画の策定
- I -4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象 II 組織の運営管理

- II -1 管理者の責任とリーダーシップ
- II -2 福祉人材の確保・育成
- II -3 運営の透明性の確保
- II -4 地域との交流、地域貢献

評価対象 III 適切な福祉サービスの提供

- III -1 利用者本位の福祉サービス
- III -2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ナーサリースクールT&Y中央林間
種別:	認可保育所
代表者氏名:	越智 晴美
定員(利用人数):	86名(85名)
所在地:	〒242-0007 大和市中央林間8-2-28
TEL/FAX :	046-244-4458 / 046-244-2259
ホームページ:	http://satori-hoikuen.com/
開設年月日:	2013年8月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人 さとり

職員数	常勤/非常勤	常勤:11名	非常勤:13名
	専門職員(名称)	保育士:21名	

施設状況

保育室:7室	トイレ:5ヶ所
調理室:1	事務室:1
園庭:なし	

③理念・基本方針

<運営基本方針>

児童福祉法を守り、保護者との連携を密にし、情報公開・育児支援に努め、全ての子ども達が公平・公正に、保育所保育指針を基本に行う。

- ・自然に囲まれた保育の実現を目指す。
- ・保育を通じ、働く女性の子育てを支援する。
- ・地域や家庭との連携を基本とする保育を実現する。
- ・伝統行事に触れながら、家族や郷土への愛情を育み、心豊かな人間の育成を図る保育を実現する。

<保育園 保育理念>

- ・一人ひとりを大切にし、保護者との一体感をもち、地域との交流を深め、愛される保育園を目指します。

<保育方針>

- ・豊かな人間性と意欲をもった子どもを育成する。

④施設・事業所の特徴的な取組

3歳未満児、3歳以上児共に各クラスロッカーでの仕切りとなっている。そのため3歳未満児室は全体的に明るく、保育者同士の連携が取りやすくなっている。
3歳以上児室はロッカーが可動式の為、活動内容により移動し、子ども達が活動しやすいように工夫をしている。3歳以上児の職員がクラスにこだわらず、子ども達の様子を見たり声をかけて全体で子ども達を見守ることが出来ている。
3歳未満児は床暖房になっているため一年中裸足で過ごしており、天気が良く体調が整っている日は近くの公園や近隣を散歩して、季節の自然に触れたり地域の人々と関わっている。
3歳以上児は行事により、縦割り保育を行い、子ども同士のつながりを深めている。ベランダで野菜や植物の栽培を行っている。
専門講師を招いて、2歳児から月2回英語指導があり、英語に親しんでいる。5歳児は月に1回空手指導があり、突きと蹴りの型を習っている。いづれも子ども達は楽しみにしている。
3歳以上児は登降園時に制服を着用しており、登園後体操服に着替えて活動している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日:令和3年5月20日	訪問調査日:令和3年11月10日
	評価結果確定日:令和4年2月4日	

受審回数(前回の時期)	1回(前回:2014年度)
-------------	---------------

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 子どもの笑顔を育む保育

園内は明るく木のぬくもりが感じられ、園舎の隣はブドウ畠があり、近くには多くの公園もあり、四季を感じる事のできる遊歩道など、子どもたちが安らげる環境があります。園では挨拶を大切にしており、登園時は相手の目を見て「おはようございます」、帰りは「さようなら」、散歩に行くときは「行ってきます」と挨拶します。散歩の途中に出会う地域の方へは積極的に挨拶を交わしています。子どもたちからも挨拶しますが、地域の方からお声かけいただくことが多いです。様々な優しさや温もりを受けて、子どもたちに明るい笑顔がみられます。

2) 落ち着いた豊かな食事の時間

食事は食育計画に基づいて提供され、子どもの豊かな生活を支えています。幼児クラスでは、窓際の明るい光が差し込む空間にテーブルを一列に並べて一緒に食事をします。食事はビュッフェ方式で、子どもたちは、大テーブルに置かれた料理の皿や茶碗を自分のトレーに乗せて、自席を持って行きます。給食当番の子どもから献立の説明があり食事が始まります。園では、季節感のある旬の食材を提供したり、子どもが栽培した野菜を使ったり、行事食を充実させるなど、子どもたちの食への興味を引き出しています。3歳未満児のクラスでは、年齢別に一人ひとりの発達状況に応じた食事支援をしています。保育士は、一人ひとりの食事の様子を見ながら、苦手な食材を食べられた子どもに「よく食べられたね」等の声かけをして、子どもが達成感を味わえるようにしています。食欲のある子どもには希望を聞いて追加の盛り付けをしています。食事と午睡の空間は工夫して分けてありますので、落ち着いた、ゆっくりした食事の時間が流れています。

◇改善を求められる点

1) 事業計画策定への職員の参画

事業計画は「保育事業の内容」「健康管理」「子育て支援および育児支援」「職員待遇」「職員研修」「新型コロナウィルス感染予防対策」等の項目ごとに具体的な計画になっています。しかし、事業計画の策定に職員の参画がなく、策定後の計画の職員への周知も不十分です。事業計画達成のためには、職員の理解が欠かせません。事業計画策定への職員の参画と職員への十分な周知が期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

事業者名：ナーサリースクールT&Y中央林間

今年度第三者評価を受けたことで、普段の保育に関する事だけでなく、保育園の組織的な部分も職員一人ひとりが学ぶ機会を持つことができました。
職員の勤務形態が様々である為に、話し合い等の時間を持つことが難しい面もありましたが、今の保育園における不十分な点を理解し見直しすることで、これから課題として取り組む内容が明らかになったと思います。
また、保育園で取り組んでいる良いところを評価して頂いた事は、私達職員の自信に繋がり、これから保育園を運営する上で大きな励みとなりました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

第三者評価結果（共通評価基準）

*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

保育理念、保育方針、保育目標は、職員や保護者の目につきやすいように、保育所玄関や事務室に掲示されており、リーフレットにも掲載され、内容を周知できるように配慮をしています。保護者には入園説明会で重要事項説明書に基づいて説明しています。しかし、職員会議等での職員への説明や在園児の保護者への周知は、継続的な取組とはなっておらず、十分なものとなっていません。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
 - b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
 - c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

法人は、この地域を中心に保育所の運営を展開しており、地域の特徴を踏まえた経営環境や課題を分析して対応しています。保護者はフルタイムの就労形態が多く、長時間に及ぶ保育ニーズが高いことが地域の特徴で、毎年の年間予算策定時には利用者数の推移等を分析し、収支の見込みを立てています。地域の福祉計画の策定動向等の把握については不十分です。

第三者評価結果

3	I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
---	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人として、保育の質の向上のために、職員体制や設備の充実など経営課題を明らかにして対応をしています。人材確保のために、学校訪問や就職説明会への参加など、積極的な採用活動を展開しています。法人の役員会ではこれらの課題について情報交換し共有しています。しかし、経営に関することは、保育所の職員までには十分な情報が伝わっていない状況です。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
 - b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していないく、十分ではない。
 - c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

毎年の事業計画を策定する際に、1~3年の「短期計画」と3~5年の「中期計画展望」を策定しています。短期計画、中期計画ともに「サービスの向上」「組織の強化」「人材の育成と確保」についての取組について記載していますが、実施状況の評価を行える具体的な成果や数値目標の設定が不十分です。また、計画達成の財政的な裏付けとなる収支計画の策定がされていません。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
 - b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
 - c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

中期事業計画を踏まえた単年度の事業計画が策定されています。「保育事業の内容」、「健康管理」、「子育て支援」、「職員待遇」、「職員研修」、「新型コロナウィルス感染予防対策」等の項目ごとに具体的な内容となっています。そのため、実施状況の評価を行える計画になっています。しかし、中期の事業計画の策定はされていますが、中期の収支計画の策定がされていません。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は、法人事務局と園長会が主体となって策定をしています。事業計画は年度末に達成状況を評価しており、次年度の計画策定につなげています。しかし、計画策定に職員の参画がなく、策定後の職員への周知も十分ではありません。事業計画達成のためには、職員が計画をよく理解していることが欠かせない要件となっています。計画策定への職員の参画と職員への十分な周知が期待されます。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 - b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 - c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画書は、法人のホームページで全て公開をされています。保護者には入園説明会で、「ほいくのしおり」や「重要事項説明書」をもとに計画の内容を説明しています。年度初めには、保護者等が参加しやすいように、クラス懇談会、保育参観、個人面談等の日程を「年間行事予定」に記載して配付しています。事業計画については、保護者の理解を促す観点から、分かりやすい資料を作成するなどの工夫をして、より一層の周知をすることが期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にP D C Aサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C : Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

指導計画の週案や月案にもとづく保育実践について、クラスごとに振り返りの話し合いを行い、保育の質の向上に向けて継続的な取組を行っています。年に2回保育士の自己評価を行っており、保育所の自己評価につなげています。第三者評価を定期的に受審しており、結果をホームページで公開もしています。保育所の自己評価の結果は年度末に「保育の評価とまとめ」として文書化しています。

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。

- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

評価結果に基づく課題については、「保育の評価とまとめ」に「反省と今後の課題」としてまとめており、職員会議で説明すると共に、内容を話し合っています。具体的な課題としては、研修の充実、感染症対策、アレルギー食対応などが掲げられています。課題は明確になっていますが、改善の取組についての計画が文書化されていません。課題の改善に向けて、具体的な計画をもとにした着実な取組が期待されます。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
 - b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
 - c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

施設長は、毎月の職員会議等の場で、職員体制や人権擁護等への取組について明確に伝えています。園長の役割については、運営規程とそれに基づく「職務分担表」により具体的になっており、職員へ周知されています。運営規程と職務分担表に、施設長不在時には、主任保育士が職務を代行することが明記されています。施設長の役割と責任を保育所内の広報誌等に掲載し表明するなどの積極的な取組まではしていません。

第三者評価結果

11

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

施設長は、関係法令や法人の就業規則、「職員の心得」、「個人情報保護の方針」等の規定に基づき、守秘義務を守り、利害関係者と適正な関係を保持するなど法令を遵守した取組を行っています。職員会議や日常業務の中でも職員に遵守るべき法令等を周知させています。また、環境への配慮の観点から、子どもが廃材を利用して制作活動をしたり、分別収集に協力をしています。

II-1-(2) 管理者のリーダシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

施設長は、各指導計画に基づいた保育実践について、職員と共に振り返りを行い、保育の質の向上に向けて必要な職員体制の充実や環境整備に指導力を発揮しています。職員が、衛生担当、教材担当、備品担当等の役割を持つことにより、組織的な体制を構築しています。定期的に開かれる職員会議、3歳未満児会議、3歳以上児会議に参加して、職員と意見交換をしています。職員は、法人内外の研修に参加して知識・技術の向上に努めています。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

施設長は、法人と連携して適切な人員配置に努めるなど、働きやすい職場環境作りに取り組んでいます。具体的には、クラス担当の保育士が保育記録等の作業をする際、規定の就労時間内にできるよう、フリーの保育士を配置しています。「保育園ICTシステム」により、子どもの登降園の確実な記録、職員の出退勤の管理、物品購入時等のカード決済など、業務の実効性の向上に努めています。保育士の負担軽減のため、経営に関することや事務作業は法人で行うという役割分担をしているため、保育所内では、経営改善についての意識的な取組はありません。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
 - b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
 - c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

事業計画に、「人材の育成と確保」として、「実習生の積極的受け入れ」と「働きやすい環境の整備」を掲げています。人員体制については、経験豊富な保育士と新人が組んでクラスを担当するなど適切なOJTを配慮しています。職員研修については、研修の「課題」と「目的」を設定した上で、階層別研修、テーマ別研修、キャリアアップ研修を受講する計画があります。各種就職説明会に参加したり学校訪問をするなど、採用に積極的な取組をしています。

第三者評価結果

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
----	-----------------------------	---

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
 - b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
 - c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができる。

<コメント>

人事基準は、就業規則に明確に定められ、職員に周知しています。職員の職務に関する成果や貢献度は、法人の定めた「人事考課表」にもとづき適切に評価しています。職員の待遇水準については、地域の状況を分析し、改善の取組を行っています。理念、基本方針に基づいた期待する職員像は、求人活動の際に「求める人材」として明確にしていますが、在職の職員への周知は不十分です。また、職員が自らの姿を描くことができる「キャリアパス」の仕組みは未整備です。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
 - b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
 - c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
-
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

施設長は、職員の就業状況を適切に把握し、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組をしています。適切な人員配置により、保育記録等の事務作業を規定の就業時間内に処理できるような体制にしています。施設長や主任保育士は、職員が相談しやすい環境を用意すると共に、法人の外部にも相談窓口を設けています。福利厚生事業として、契約保養施設、職員寮、家賃補助などの制度を設けています。就業環境の改善については、中期計画に「働きやすい環境の整備」として位置づけていますが、具体的な計画への展開が期待されます。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

職員は、年度当初に施設長と面接し、話し合いのもとに「課題表」に年度課題を設定しています。中間面接では、年度課題の進捗状況について、自己評価と園長コメントがあり、年度末には達成度の確認の面接を行っています。非常勤職員も様式は異なりますが、「年間目標」を掲げ、「年間反省」を行う仕組みがあります。目標項目と共に、目標水準と目標基準を明確にすることが期待されます。

第三者評価結果

18

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

各年度の事業計画に「職員研修について」として、「研修受講の課題」、階層別の「受講目的」を明らかにしています。外部研修として、キャリア別、年齢別、専門講座、地域支援、部門別、キャリアアップと、詳細な計画があります。また、園内研修として、個人情報保護、ハラスメント、ヒヤリハット、感染症等の計画があります。外部研修受講者の報告研修会により職員間の情報共有も行っています。求人活動のパンフレットには「求める人材」として期待する職員像を明らかにしていますが、基本方針や計画の中には明示していません。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員一人ひとりのニーズに応じた研修の受講機会を確保するため、キャリア別、子どもの年齢別、専門講座、地域支援、部門別、キャリアアップの研修計画があります。職員には外部研修の情報提供を行うと共に、施設長から必要な研修を受講するよう適宜勧めています。外部研修受講の際には、勤務扱いとして、経費を法人で負担するなど受講しやすい環境を整えています。適切なOJTを行えるように、新人職員と経験豊富な職員とが組んでクラス担当になるような配慮をしています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

事業計画に「人材の確保」として「実習生の積極的受け入れ」を明記しており、全体的な計画にも受け入れの位置づけがされています。実習生受け入れのマニュアルが整備され、積極的な受け入れに取り組んでいます。実習プログラムは、実習生のニーズに応じて学校側が用意したものを使用しており、学校と連携して効果的な実習となるように取り組んでいます。実習に際しては、施設長、主任保育士は、指導担当の職員と指導方法等について打ち合わせをしています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

a

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

＜コメント＞

ホームページで、事業計画書、事業報告書、財務諸表、第三者評価結果等の情報を公開しています。保育理念や基本方針は、保育所玄関や事務室に掲示し、リーフレットに記載しています。苦情相談の体制は玄関に掲示すると共に「ほいくのしおり」に明記しています。苦情や要望等は内容と回答を園内に掲示しています。園の見学者にリーフレットを渡したり、公園等への散歩の時に、園内開放のチラシを配布するなど、地域の理解を得られるような取組をしています。

第三者評価結果

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

＜コメント＞

施設長、主任保育士、保育士等の職務分掌等は、運営規程や職務分担表で明確にされ職員に周知しています。保育士の負担軽減のため、経理や事務作業は法人事務局で担当するようにしていますが、物品購入等の事務は施設長が行っています。適正な執行になるように、定期的に法人事務局による内部監査が行われています。毎月税理士による監査支援を受けるとともに、外部監査も入り、適正な経営・運営が行われています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

地域との交流については、保育理念に「地域との交流を深め」と基本的な考え方を明記しています。子どもに関わる情報は、玄関等に掲示したり配架をして、保護者が利用できるように配慮しています。地域の公園、消防署、鉄道、学校等を図示した「お散歩マップ」を廊下に掲示して保護者に情報提供しています。定期的に近隣の高齢者施設を訪問して高齢者と交流していますが、現在はコロナ禍にあって中止しています。毎日の子どもの散歩では、地域の方と挨拶を交わして交流をしています。地域の行事や活動への参加などを検討されることを期待します。

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を働いている。

<コメント>

全体的な計画に、ボランティアの受け入れについて明記されています。ボランティアに対しては事前に必要な研修を行っています。ボランティアの受け入れマニュアルには、ボランティアを受け入れる意義を明確にしていますが、登録手続き、事前の説明、保護者や職員への説明等の記載がありません。近隣の中学校生徒を職業体験として受け入れて学校教育への協力をしています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

＜コメント＞

地域の関係機関や団体とは、いつでも連絡が取れるように資料をファイルにして整理し、職員間で情報共有しています。支援が必要な子どもについて課題解決ができるように、市の所管課や児童相談所と連携しています。子どもや保護者支援のため、市主催の「子育て応援フェスタ」に積極的に参加して、関係機関や市内の保育所ともネットワークを構築しています。関係機関・団体との定期的な連絡会を行うまでの取組はしていません。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

毎週火曜日の「園内開放」や「おひさまひろば」(毎月近隣公園で実施している地域の子どもとの交流)事業の中で、地域の保護者等の相談を受けています。また、毎年市が主催する「子育て応援フェスタ」に参加して、地域のニーズを把握しています。市の幼保小連携会議では、小学校や幼稚園の教員と話し合い、地域の福祉ニーズについて情報共有しています。市の所管課とも日頃から連携して情報交換をしています。民生委員・児童委員との連携や地域住民との交流等を通じ、福祉ニーズ把握について一層検討されるよう期待します。

第三者評価結果

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関する事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域のニーズに基づいて、園内開放、相談事業、「おひさまひろば」(近隣の公園での地域の子どもとの交流)を実施しています。子どもが散歩に行く公園の清掃や安全点検を行い、必要に応じて市に状況報告をしています。公園の看板が破損していることや蜂の危険を連絡したこともあります。子どもたちが近隣の高齢者施設を訪問し、高齢者と交流をしています。地域コミュニティーの活性化やまちづくりへの貢献について検討されることを期待します。

評価対象III 適切な福祉サービスの提供

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつたための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつたための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつたための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

「職員の心得」が定められており、「子どもの人権を守り、尊重する」、「守秘義務」等の規定に基づき、子ども一人ひとりの個性を尊重した保育を進めています。職員は、「人権擁護のためのチェックリスト」を活用して自らの人権に関する意識を確認しています。園では、制服が定められていますが、男女とも同一デザインにしています。トイレのサンダルの色は男子用はピンク、女子用はブルーとなっており、性差への固定的な観念を植え付けないような配慮をしています。国による文化の違いについても尊重するよう丁寧な対応をしています。

第三者評価結果

29

III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c)子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシーが守られるような配慮のもと保育が行われています。着替えの際には、カーテンを下ろし、外で水遊びをするときは外部からの視線を遮る目隠しをしています。子どもが一人になりたい時は、「子育て支援室」や事務室で集団から離れて過ごし、気持ちが落ち着くまで保育士が寄り添っています。幼児用トイレにはドアが設置されており子どものプライバシーに配慮しています。「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」を保護するマニュアル等の整備が期待されます。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

＜コメント＞

理念や事本方針、保育内容、保育所の特性等は、リーフレットやほいくのしおり、重要事項説明書に記載し、ホームページでも紹介しています。リーフレットは市の保育課と保育園の玄関に置き、いつでも閲覧できるようにしています。リーフレットやホームページでは、写真・図・絵を使用し、誰でも分かりやすいように工夫しています。利用希望者には求めに応じ、リーフレットを送付したり、見学希望者にはリーフレットを配布し、施設内見学と説明をしています。リーフレットや保育のしおり等は必要に応じて見直し、最新の情報を提供しています。

31

III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

＜コメント＞

入園時には、ほいくのしおり、重要事項説明書を用い、保育理念、保育内容、職員体制等を説明し、同意書に署名をもらっています。保育のしおり、重要事項説明書は分かりやすくまとめられており、持ち物は現物を提示して説明しています。進級時には、前年度末に懇談会や個人面談で説明を行い、同意を得ています。特別な配慮が必要な保護者に対しては、情報が偏ることの無いよう、その特性に応じて、資料配布するだけでなく、口頭で伝える、現物を提示するなど、個人的に配慮した対応をしています。

32

III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

転園時には、役所に転園届けを提出しています。転園先への情報提供は、プライバシー保護の観点から、保護者からの依頼により、書類を作成し情報提供しています。保育所の利用終了後の相談先として、市の子育て相談課等の資料を渡して紹介しています。また、保育所として保護者がいつでも相談できることを口頭で伝え、兄弟がいれば、送迎時に保護者に声かけし、様子を聞くなどして相談に応じています。卒園児や転園児の保護者が気楽に園に立ち寄れるよう環境作づくりをしていますが、文書等でのお知らせはしていません。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33

III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するためには、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日々の保育では、保育日誌に子どもの表情や行動など様子を詳細に記録し、それを通して得られた満足度を考察し、反省や評価を行い、向上に向けた取組をしています。個人面談や保護者会、送迎時の聞き取りから、保護者の意向の把握に努め、また、行事後にはアンケートを実施したり、意見箱を設置するなど、満足度を把握する仕組みがあります。結果は、クラス懇談会で意見交換し、課題がある場合は職員会議で検討して改善を図ります。検討会議の設置はしていません。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
 - b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
 - c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しそうい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

＜コメント＞

苦情対応マニュアルがあり、仕組みを整備しています。「ほいくのしおり」に意見、要望、また苦情解決方法に関しての定めを記載し、入園時に保護者に説明すると共に、玄関に掲示しています。意見箱を玄関に設置し、無記名で記入できるよう用紙も一緒に準備しています。意見・苦情があった場合は、プライバシーに配慮したうえで、掲示板に文書で回答を掲示しています。意見をもとに話し合い、改善に努めていますが、保護者により満足してもらえるよう、今後も工夫が必要と考えています。

第三者評価結果

35

III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

＜コメント＞

「ほいくのしおり」に意見、要望に関して具体的な相談方法や複数の相談先があることを載せ、入園時に保護者に説明しています。園内に、第三者委員の連絡先を掲示し、相談先が複数あることを周知しています。玄関に意見箱を設置し、行事後にはアンケートを行い、個人面談や保護者会でも意見を伺っています。個人面談は、部屋を確保してプライバシーを守り、相談しやすい環境を作っています。質問への回答は、掲示板を活用し、保護者全体に周知しています。

36

III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は日々の送迎時に保護者に声かけし、相談しやすい雰囲気づくりに努めています。事務所のドアや窓を開けて、施設長や主任にも声をかけやすいようにしています。玄関に意見箱を設置し、行事後にはアンケートを行なうなど、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っています。意見や相談を受けた際には、内容により、口頭で回答、会議で検討し回答は掲示板を活用し保護者全体に周知するなどの対応をしています。マニュアルは苦情解決の仕組みと一体的に構築されています。見直しは法人が行っており、園としての見直しは行っていません。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

事故防止マニュアルを作成し、事故発生時の対応、職員の連携、保護者への連絡方法などを整備し、職員に周知しています。リスクマネジメントの責任者は施設長ですが、マニュアルに基づいたリスクマネジメントノートを主任が作成し、事務所入り口に置き、全職員が見て気付いた事を追記しています。事故を未然に防ぐ「ヒヤリハット」を作成し、「事故報告書」と共に、職員会議で防止策、改善点について話し合っています。リスクマネジメント体制は構築されていますが、委員会の設置はありません。

第三者評価結果

38

III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
 - ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対応マニュアルがあり、施設長を責任者とし、管理体制が整備されています。マニュアルには、チャート式の表があり、見やすく、職員への周知を徹底しています。嘔吐処理等の研修を定期的に行い、また、消毒、清掃、換気など職員間で周知し、感染防止に努めています。感染症が発生した時は、掲示板で保護者に知らせ、早めの対応が取れるよう情報を共有し、衛生管理を徹底しています。コロナ対応等緊急を要する時は、緊急メールを使用し保護者に情報提供を行う体制を整えています。勉強会等をより充実させたいと考えています。

第三者評価結果

39

III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行ってい

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害時の対応は、事故防止マニュアルを作成し災害時の体制、対応を定め、「管理運営規程」にも対策等について記載し周知を図っています。毎月立地条件を考慮した計画にもとづく避難訓練を実施し、年2回は消防署と連携した消火訓練を行っています。訓練後は、その都度、反省点、改善点を話し合い、見直しを検討しています。「ほいくのしおり」に災害時の対応を記載し、入園時に保護者に説明すると共に、年1回引き渡し訓練を行っています。備蓄用食料や備品はリストを作成し、定期的に点検しています。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

デイリープログラムに業務の手順が定められています。全体的な計画に基づき、クラスごとの年間指導計画、月案、週案を作成しています。それをもとに、一人ひとりの個性も踏まえ、計画に沿った保育を実施しています。標準的な保育の実施については、職員会議での話し合いや施設長・主任による指導を適宜行っています。子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護については、全体的な計画や管理運営規程、「職員心得」等に記載しています。研修参加後は報告書を提出し、参加していない職員にも周知しています。

41

III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。**b****【判断基準】**

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関しては、組織で時期を定めて実施しています。見直しにあたっては、職員の日々の保育を行う中での反省や評価、改善等の意見や保護者意見を踏まえ、職員会議で、職員一人ひとりが意見を出し合っています。保護者の意見は、行事後のアンケートや意見箱に寄せられた意見、送迎時のやり取り、クラス懇談会、個人面談などを通して把握に努めています。今後もより良いサービスを提供するため、職員のみならず、保護者の意見や提案をより反映させることができるように努めていくことが必要です。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42

III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。**b****【判断基準】**

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

子どもや家庭の状況については、入園時に児童票等に記入してもらい、個人面談で丁寧に聞き取りを行っています。施設長を中心に行なった全体的な計画に基づき、主任保育士指導のもと、指導計画を作成しています。栄養士の参加や必要に応じて市の関係機関とも連携を図っています。計画書には反省、評価、改善欄があり、振り返りや評価を行う仕組みが構築されています。特別な支援が必要な子どもについては個別計画を作成し、関係機関と連携を図り保育を提供しています。他職種や保護者、関係機関との協議や連携の手順の定めは確認できませんでした。

第三者評価結果

43

III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

月案、週案は、それぞれ欄を設けて反省、自己評価を行い、年間指導計画は、4期に分け、評価と改善すべきことを記載し、施設長と主任が確認しています。年間計画は年度末、月案は前月末、週案は金曜日に、担当保育士が次の原案を作成し、主任が確認したうえで、話し合いの場で意見を出し合い、見直しを行っています。変更や見直しがある場合は、職員会議や回覧などで周知しています。急遽変更する場合の仕組みは確認できませんでした。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの情報は、定められた書式に記載し、個別ファイルに集約しています。子どもや家庭状況、健康状態、個別の指導計画に基づく保育が実施されていることも記録により確認できます。記録内容や書き方に差異が生じないよう、個別に指導しています。朝のミーティングやクラス会議、ケース会議、職員会議等で情報を共有し、必要な情報が必要時に届くようにしています。

第三者評価結果

45 III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取り扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報保護に関するマニュアルがあり、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報提供に関する規定や情報の不適切な利用、漏洩に対する対策と対応方法を定めています。個人情報が記載された書類の管理責任者は園長で、鍵のかかるロッカーで保管しています。職員は、施設長もしくは主任の許可を得て閲覧しています。個人情報の取り扱いについて、新入職員には教育の時間を設けています。保護者には入園時に説明し、園児の肖像権等の個人情報提供については同意書をもらっています。

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

		第三者評価結果
A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

＜コメント＞

全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保健所保育指針などの主旨をとらえて作成しています。全体的な計画は法人が保育理念や保育方針を策定し、保育目標は園独自で策定しています。法人の共通部分に加え、園として、地域性や独自性を加味し、更に前年度末の評価を踏まえ、子どもの発達過程や、家庭状況、地域状況を踏まえて作成しています。全体的な計画をもとに、年間指導計画、月間指導計画、週案を作成し、各指導計画には、振り返り欄を設け、反省、評価を踏まえ、全体的な計画の評価にも活かしています。全体的な計画は、施設長が中心となって作成し、職員会議に諮り、決定していますが、職員からの意見の反映など、より一層、職員の参画が期待されます。□

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

		第三者評価結果
A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内に加湿機能付き空気清浄機を設置し、温度、湿度、換気など季節に応じて調整し、常に適切な状態に保たれています。各保育室の窓は大きく、採光を十分取り入れることができます。冬は床暖房が入り、子どもたちは快適に過ごすことができます。室内やトイレの清掃、玩具等の消毒は毎日行い、トイレにチェック表を貼り、清掃漏れがないようにしています。園内は木のぬくもりが感じられ、開放感があります。2階が3、4、5歳児の保育室となっています。、広々としていて、低い高さの可動式の家具で仕切られています。誕生会やその他の行事を行う時は、可動式の仕切りを外し、広い空間で異年齢で活動することができます。手洗い場、トイレは明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整えています。

A3

第三者評価結果

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもの発達過程や家庭環境は、入園時に提出してもらう児童票や個人面談で把握しています。入園後は、送迎時の会話や、連絡帳、個人面談を通して情報を得ています。一人ひとりの子どもの個人差を把握し、尊重した保育を行えるよう、職員間で情報共有しています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、落ち着いた雰囲気の中で、一人ひとりの言葉や様子を受け止め、子どもの気持ちを汲み取ることができるよう心掛けています。自分の気持ちを表現するのが苦手な子どもに対しては、気持ちを代弁したり、話しやすい雰囲気を作っています。せかす言葉や制止させる言葉を不用意に用いないようにしており、急ぐ時であっても、全職員が徹底できるよう取り組んでいます。

A4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子ども一人ひとりの発達に合わせ、それに応じた方法で、基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮しています。紙芝居や絵本を使って説明したり、実際に使うことで興味を持たせ、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、援助しています。おもちゃは、子どもの目の高さにおもちゃの写真を貼った箱を置き、自分で片付けができるよう工夫しています。子どもが自分でできた時には、それを認め、ほめることで、自信を持ち、次につながるよう支援しています。排泄や衣類の着脱など、保護者に家庭での様子を聞き、連携を図りながら、無理なく身に着くようにしています。その日の活動に基づいた配慮のもとに、子どもたちは休息を取っています。体調のすぐれない子どもは、その日の活動内容を変えたり、様子を見ながら柔軟に対応しています。午睡は、子どもの年齢や活動内容により柔軟に対応しています。

A5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を發揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。

- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもが自主的・自発的に生活と遊びができるよう環境づくりに努めています。子どもたちが自分で好きな絵本やおもちゃを選んで遊べるよう、年齢や発達にあったものを、子どもが取り出しやすい位置に収納しています。収納には玩具の写真を貼り、子どもが片付けやすいよう配慮しています。園の周辺は緑が多く、自然環境に恵まれており、天気の良い日は散歩や公園に出かけて身体を動かし、自然と触れ合う機会を多く取り入れています。電車を見に行ったり、消防署の見学や、近隣の企業の庭の池を見に行くこともあります。散歩時に、近隣の方からよく声をかけてもらい、子どもたちも笑顔で元気に挨拶をしています。室内遊びでは、天気の悪い日でも身体を動かすことができるよう運動遊びの充実を図り、また、友だちと協力することや一緒に遊ぶ楽しさを知ることができるようゲームなどの集団遊びも取り入れています。朝夕は異年齢で遊ぶことができる体制になっています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児の保育においては、子どもが安心して保育者と愛着関係が持てるように、特定の保育士を担当として配置しています。また、職員間や家庭との連絡を密にとり、子ども一人ひとりの生活のリズムを把握し、子どもが安全、安心して過ごせるよう配慮しています。絵本やおもちゃは月齢に合った物を用意し、一人ひとりの成長に合わせ、手作りもしています。子どもが興味のあるものを自由に取り出せるよう手の届くところに置いています。保育士は笑顔とシンシンシップを大切にし、優しく話しかけ、ゆったりとした関わりを持ち、子どもの発語に応じています。室内は子どもが動きやすよう家具の配置を工夫し、衛生面、安全面での環境を整えています。子どもが快適に過ごせるよう床暖房設備となっています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

1歳以上3歳未満児の保育では、それぞれの担任が立てた月案、週案にもとづき、養護と教育を一体化した保育が展開されています。子どもが自分でやりたいという気持ちを大切にしながら、適度な関わりで見守り、できた時には褒めて、次につながるよう支援しています。自我の芽生えの時期は、子どもの気持ちを尊重し、納得できるまで見守ったり、話を聞いて気持ちを受け止め、折り合いがつけられるように促しています。異年齢児との活動も取り入れています。大きな子どもが小さな子どもを思いやり、小さな子どもは大きな子どもをお手本にして成長できるよう配慮しています。子どもの興味や関心、成長に合わせ、やりたいことを十分できるように環境を整えています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を發揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳以上児の保育では、集団遊びを取り入れながら、友だちと一緒に遊ぶ楽しさや充実感を味わえるようにしています。職員は、友だちとの関わりを見守ったり、集団に入れない子どもには、その子どもの性格に合わせた声かけや方法で、活動する楽しさを味わえるように配慮しています。4歳児は考える力が芽生える時期であり、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちと楽しみ、遊びや活動に取り組めるよう、また、5歳児は友だちと協力して1つのことをやり遂げるといった活動に取り組めるように環境を整えています。各クラスで制作したものを展示したり、保育参観、運動会、発表会を通して、保護者等に子どもたちの育ちや取り組んできたものを見てもらう機会を設けています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

1階のトイレは車いすでの利用も可能な十分な広さになっています。障害のある子どもの特性に応じた個別の指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連づけています。クラスの同じ空間に、障害のある子どもの机を用意し、その子が安心できる空間づくりを工夫し、過ごしやすい環境を整えています。同じ空間で過ごすことで、可能であれば一緒に活動し、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう配慮しています。障害のある子どもの状況を、ケース会議で職員間で共有し、保護者と連携しながら保育を行っています。また、保護者の同意を得たうえで、市や療育センターなどの関係機関と連携を図り、助言を得て、保育に活かしています。保護者からの相談を受け、必要に応じて専門機関の紹介も行っています。個人情報に配慮したうえで、障害のある子どもの保育に関する情報を、他の保護者に積極的に伝える取組が必要と思われます。

A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引き継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

8時半から16時半の保育時間に加え、朝は7時から帰りは20時までの延長保育が利用できます。延長保育の時間帯は、1歳児以上は段階的に合同保育となり、年齢の違う子どもたちが集まって、自由遊びをして過ごします。連絡帳、登降園時の保護者とのやり取りで、園や家庭での子どもの様子を伝え合い、情報を共有しています。得た情報から、その子どもの状況、状態に配慮し、無理なく安心して過ごせるよう、柔軟に対応できるようにしています。18時半に夕食に影響しない程度のおにぎりやうどんなどの補食を提供しています。保育者間での引き継ぎは、ボードと口頭で確実に行ってています。在園時間の長い子どもに配慮した保育がなされていますが、指導計画等に長時間保育についての位置づけは確認できませんでした。

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。

- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画に、小学校との連携や小学校以降の生活や学習の基盤育成につながる基礎を培うことを明示しています。5歳児クラスの年間指導計画には、就学までに身に付けたいことや小学校との連携について記載しています。例年では、5歳児は近隣の小学校を訪問し、校内の見学や小学生との交流を持っていましたが、今年はコロナ禍のため、小学校の外観を見ています。小学校での生活や学習に無理なく馴染めるよう、身の回りの文字や数字、記号などに興味が持てるようなワークをしたり、午睡時間の調整を行っています。5歳児の保護者を対象に、小学校以降の生活について見通しが持てるよう、懇談会や個人面談を実施しています。保育士は小学校見学や市、幼稚園、保育園、小学校職員との話し合いに参加し、意見交換を行っています。子どもたちが入る小学校の教員とは電話や来園で情報共有しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき、適切に健康管理を行っています。毎朝、登園時に保育士が保護者から子どもの様子や体調確認を行い、職員間で共有します。0歳児は登園時に園で検温しています。子どもがけがをしたり、体調に変化があった時は、主任、施設長に報告の上、速やかに保護者に連絡しています。入園時に保護者から提出された健康の記録を職員間で情報共有し、内科健診、歯科健診を年2回実施し、保護者に結果を知らせています。年間保健計画を立て、子どもの健康に関する取組を行っています。年に数回保健だよりを発行し、保護者に配布しています。感染症の発症は掲示して保護者に知らせています。SIDSの防止のため、0歳時はベビーセンサーを導入し、3歳未満児は、プレスチェックを行い、保護者には必要な情報を提供しています。

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

園の嘱託医により、内科健診と歯科健診を年2回実施しています。当日欠席した子どもは、後日受診し、対応しています。結果は個人記録に記載し、保護者には書面で伝えています。必要に応じ、保護者へ個別に口頭でも詳しく伝えています。受診が必要な場合はその旨を伝えて受診してもらい、その結果を共有しています。健診の結果は、職員間で共有し、それに基づいて食事や生活の指導に活かしています。歯科健診に合わせ3、4、5歳児は歯磨き指導を行い、歯の磨き方や歯を大切にすることを教えています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

慢性疾患のある子どもについては、入園時に医師の診断書等を提出してもらい、医師の指示のもと適切な対応を行っています。アレルギー疾患のある子どもについては、入園時に保護者と面談し、アレルギー届け、アレルギー調査票、医師の診断書を提出してもらい、医師の指示のもと食事を提供しています。調理室からの給食の受け取り、配膳の仕方、テーブル・台布巾の区別、お代わりの伝達等の「食物アレルギー対応給食マニュアル」があり、それに基づいて対応し、食べる時は職員が側について誤食のないよう見守っています。献立は、毎月アレルギーのある子どもの保護者に渡し、チェックしてもらいます。他の子どもの保護者には入園時に説明しています。職員が研修で得た知識や情報は職員間で共有しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食育については、全体的な計画、各指導計画に位置づけ、さらに食育計画を策定して計画的な取組をしています。食材を見る・触る、皮むき(トウモロコシ、タマネギ)、種取り(カボチャ)、栽培(野菜)を通して、子どもの食に対する関心を深めています。食事の盛り付けは保育士が行っていますが、幼児クラスでは、子どもが順番にトレイを持って、皿、茶碗、コップ等を受け取り自席に運んでいます。給食当番の子どもが、今日の献立の説明をしてから、一緒に「いただきます」をします。食事の量は、子どもの発達や好みに応じて加減をしており、お代わりは自由です。苦手な食材を食べられたときは、「よく食べられたね」等、励ましの言葉をかけています。乳児クラスは、保育士が一人ひとりに食事の量を確認しながら配膳をして、様子を見ながらお代わりの支援をしています。家庭には園での食育の様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりして情報交換をしています。

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
 b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
 c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

食事は、子どもの食べる量や好き嫌いを把握して、調理の工夫によりおいしく食べられるように支援しています。苦手な食材は、量を減らしたり、「少しあは食べようね」と声かけをして、無理なく食べられるように支援しています。毎月の給食会議では、クラスごとの食事の状況について話し合い、食材の切り方、味付け、盛り付けなどの改善につなげています。食材は旬のものを利用するように心がけ、季節感のある献立にしています。行事食の提供は子どもたちを喜ばせています。節分には、ウインナーソーセージを鬼の金棒に見立てて盛り付けします。ハロウィンではチキンライスと唐揚げをカボチャのお化け風に盛り付けます。幼児クラスの子どもが栽培した野菜も食卓に上り、子どもの食への興味を引き出しています。調理業務は外部委託ですが、栄養士等は食育を通して子どもたちと関わりを深めています。保護者に離乳食の説明を丁寧にするなど信頼関係を築いています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
 c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

家庭との情報交換は、連絡帳や登降園時のコミュニケーションにより丁寧を行っています。園では、幼児クラスも毎日連絡帳を使用して、登園時の体調等の健康チェックを行っており、必要な時は連絡事項を記載しています。保育内容は、指導計画の週案を玄関や保育室に掲示して保護者の理解を得るようになっています。クラス懇談会は、年2回実施しており、保育方針等を伝えています。多くの保護者の参加がありますが、都合で参加できない場合には、別途機会を設けて伝えています。個人面談は4歳児・5歳児は定期に、3歳児以下は随時に実施しています。園だより、クラスだよりの発行により情報提供に努め、家庭との連携を図っています。しかし、コロナ禍で情報交換が十分できなかつた面もあり、さらに積極的な取組が必要と思われます。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

登降園時や個人面談等でのコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築く取組を行っています。登降園の時間帯には、事務室のドアや窓を開放するなど、保護者が声をかけやすい環境を作っています。欠席連絡があったときは、できる限り詳しく子どもの状況を聞くなど支援が必要かどうか確認をするようになっています。保護者から相談の申し入れがあった時は、保護者の都合に合わせて速やかに応じる体制をとっています。相談内容に応じて適切な対応ができるように施設長、主任保育士、担当保育士が連携して取り組んでいます。プライバシーが守られるように、事務室や育児支援室などを使って、安心して相談できる環境を整えています。相談内容は、子どもの個人ファイルに記録を残し、業務日誌にも記載しています。しかし、コロナ禍もあり、情報提供や支援が十分でない面もあるようです。

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
-----	--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

家庭での虐待等権利侵害の兆候を見逃さない取組をしています。朝の登園時には、子どもや保護者の表情や行動等の様子を見たり、着替え時に身体に痣など異常がないかの確認をしています。異常を感じたときは、保護者に声かけをするなどコミュニケーションを取り、権利侵害の予防や早期発見につなげています。権利侵害の兆候があるときは、市や児童相談所と連携して対応する体制になっています。これらの対応は虐待防止マニュアルに基づいて行っており、「大和市虐待リスクチェックリスト」を活用した取組になっています。県主催の虐待防止の研修を受講していましたが、昨年と今年はコロナ禍で受講できていません。職員研修が不十分な面がありましたので年度内に園内研修を実施する準備をしています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

各指導計画に基づいた保育実践について、週毎、月毎、期毎に各クラスで振り返りを行っています。保育の質の改善に向けて話し合いをし、学び合い、次の計画につなげています。保育士一人ひとりの自己評価は、「自己評価チェックシート」により、子どもの活動や育ちに配慮した「養護」、「健康」、「言葉」、「人間関係」、「表現」等の項目毎に中間期と年度末に行っており、施設長との面談で確認しています。保育士自己評価を保育所全体の保育実践の自己評価につなげています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323